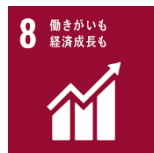


令和 7 年度

郡山市農福商工連携 イノベーション推進補助金

募集要領



【申請書類の受付期間】

令和 7 年 4 月 23 日 (水) から 5 月 30 日 (金) まで【郵送又は持参・必着】
申請書など申請に必要な様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
URL <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/119/145790.html>

【書類提出先・お問合せ先】

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7
郡山市 農商工部 産業雇用政策課（本庁舎 1 階）
農福商工連携イノベーション推進補助金担当
TEL: 024-924-2251 FAX: 024-925-4225
Email: sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

1. 事業の目的

各産業分野において、人口減少や少子高齢化などによる担い手不足の課題が顕在化する中、農業・福祉・商業・工業の分野が、産業ごとの垣根を越え、互いに手を取り合い新たな産業を創出することが不可欠となっている。

本事業においては、企業又は団体がそれぞれのニーズとシーズを持ち寄ることで、農業、福祉、商業及び工業の分野における事業者間の連携を促進するとともに、ビジネスマッチングを支援することで、事業者間の交流促進や連携強化による販路拡大、さらにはオープンイノベーションの創出につなげることを目的とする。

2. 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の（１）～（５）の要件を全て満たす者であること。

- （１）中小企業者（会社及び個人事業主）※大企業が実質的に経営に参画していないこと
- （２）申請時において、市が運営するウェブサイト「こおりやま農福商工連携企業・団体ガイド」に登録されている企業又は団体（以下「ガイド登録者」という。）であること

URL：<https://koriyama-monodukuri.jp/>

- （３）実施する事業について、「４．募集申請書類の提出」に基づき申請し、市が別に定める方法により審査を受け、認定された者
- （４）１以上の事業者が連携して実施すること
 - ※連携事業者の役員等が応募する者の役員を兼務していないこと
 - ※連携事業者と応募する者が出資関係にないこと
 - ※採択後、連携事業者と応募する者とで事業の実施に係る契約を締結すること
- （５）郡山市を納税地としていること

3. 補助内容

（１）補助詳細

本事業では、市場に投入し事業化を目指す対象を「製品・サービス」としており、製品・サービスを生み出すために、試作品の設計、製作、試験評価を行うことを「研究開発」と位置付ける。開発した最終試作を「最終成果物」とする。

ア 補助対象事業

次の（ア）、又は双方にかかる事業とする。

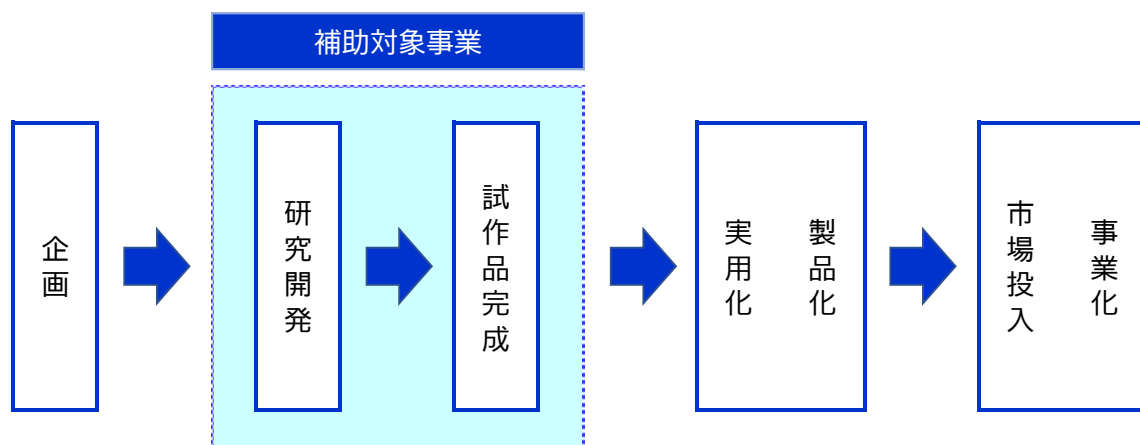
（ア）商品開発

a 製品化・実用化のための研究開発

製品化及び実用化につながるハードウェア、ソフトウェアの試作品の設計、

製作、試験評価をさす。

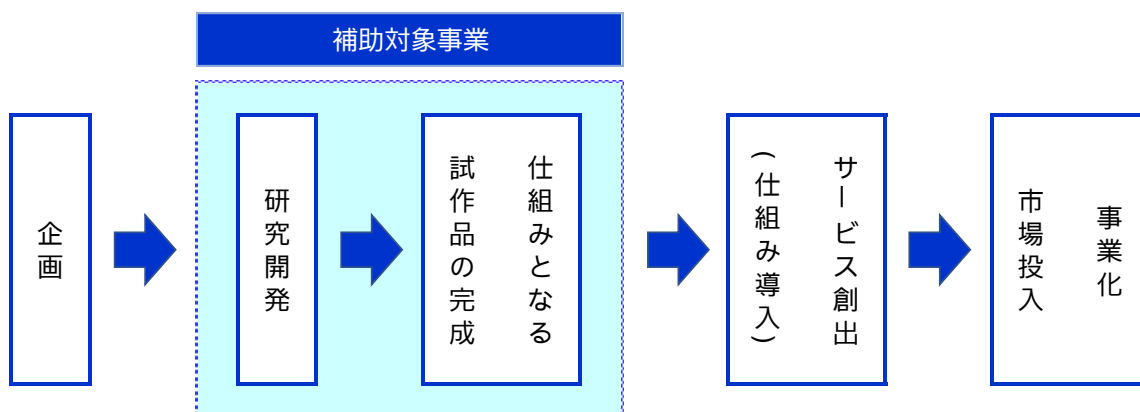
- (a) 研究開発の主要な部分が申請者及び連携事業者による開発であること
- (b) 開発した最終成果物（試作品）の製品化及び実用化を目的とすること
- (c) 特定の顧客（法人・個人）向けではなく、汎用性を有すること



b 新たなサービス創出のための研究開発

サービスを実現する手段としてハードウェア、ソフトウェアの試作品の設計、製作、試験評価をさす。

- (a) サービス創出の主要な部分は、申請者及び連携事業者が担うこと
- (b) サービスの仕組みに技術開発要素を含むこと
- (c) 創出するサービスは、一定の新規性があり相当程度市場で普及していないものであること



(イ) 販路開拓

- (ア) の商品開発において開発した商品の販路開拓をさす。

- a 展示会等への出展
- b 販路開拓のための広報
- c その他、販路開拓に寄与する事業

イ 補助対象とならない事業

- (ア) 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としている事業
- (イ) 技術的な開発要素がない事業
- (ウ) 応募時点で研究開発が概ね終了している事業
- (エ) 開発した最終成果物（試作品）自体の販売を目的としている事業
- (オ) 最終成果物の権利及び製品、サービスの製造、販売、提供の権利が応募者に帰属しない事業
- (カ) 公序良俗に反するなど、事業の内容について市が適切ではないと判断する事業

ウ 補助事業における主な留意事項

(ア) 達成目標

応募時に、研究開発の達成目標を設定する必要がある。達成目標に設定した内容について達成しなかったことを確認した場合は、事業完了とならず、補助金は交付されない。

(イ) 達成目標の設定

市場投入を目指す製品、サービスの新規性・優秀性のなかから、最終成果物（試作品）をもって確認できる特徴的な機能を達成目標とする。

- a 採択後、達成目標の変更はできない
- b 目標は1つ以上設定
- c 補助期間内に検証可能で、第三者が客観的に判断できる

(ウ) 最終成果物（試作品）について

達成目標を満たす最終成果物（試作品）を、補助対象期間内に完成させる

- a 最終成果物（試作品）の数量は、目標を達成できる必要最小限の数量とする
- b 補助事業を完了した年度の翌年度から起算した5年経過するまでは保存する

エ 補助対象期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日（期間内に事業を終了（支払含む。）すること。）までとする。

オ 募集予定者数

2者程度

カ 補助率等

補助対象経費の2分の1以内の額（小数点以下、切り捨て）とし、補助上限額は2,000千円とする。（販路拡大にも取り組む場合、500千円上乘せ）

（2）補助対象経費について

アにあげる全ての条件を満たし、イ補助対象経費一覧に掲げる経費

ア 対象となる経費

- （ア）補助対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限であること
- （イ）補助対象期間内に発生した契約、実施、支払いが完了しており、帳簿類により確認できること
- （ウ）補助対象としての使途、単価、規模等の確認が可能であり、かつ本補助事業に係るものとして明確に区分できること
- （エ）補助事業により財産を取得する場合には、所有権（ソフトウェアの場合は著作権）が補助事業者に帰属すること

イ 補助対象経費一覧

ガイド登録者が連携して実施する新商品又は新サービスの開発に係る経費	報償費（金銭）、旅費（視察旅費）、消耗品費（試作品の一部を構成する又は組み込まれる部品等で取得価格が2万円未満の物品に限る。）、通信運搬費（原材料等の運送料に限る。）、委託料（製造、改造、加工、分析、実証、法定検査、調査等の外注、設計費、性能試験関連等）、使用料及び賃借料（開発に直接使用する機器装置、工具機器等のリース及びレンタルに限る。）、原材料費並びに備品購入費（試作品の一部を構成する又は組み込まれる部品等で取得価格が2万円以上の物品に限る。） ※各経費区分における対象経費については別表「補助対象経費一覧」による
ガイド登録者が連携して実施する販路拡大に係る経費	出展料、会場使用料、宿泊費、交通費、通信運搬費、外国語版ホームページの作成、外国語パンフレット又はカタログの作成、現地人件費、通訳料及び翻訳料

ウ 補助対象外となる経費

「イ 補助対象経費一覧」に掲げる経費以外は、全て補助対象外

応募時に記載された経費であっても、補助金申請時に補助対象経費に該当しないことが判明した場合は、補助対象外となる。

- (ア) 発注又は契約、取得、実施、支払いの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない経費
- (イ) 補助事業に直接関係のない経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む。）
- (ウ) 生産、量産対応に係る経費
- (エ) 所有権が補助事業者に帰属しない取得財産に係る経費
- (オ) 消費税
- (カ) 達成目標が未達だった場合に、それまでかかった全ての経費
- (キ) 補助事業の実施場所又は保管場所への設置、保管が確認できない物品等の購入にかかった経費
- (ク) 市の事前承認が必要な変更該当する場合に、事前の承認を得ずに変更等を行った経費
- (ケ) 帳簿類が不備の経費
- (コ) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- (サ) 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費
- (シ) 支払いに際し、ポイントを取得、使用した場合のポイント相当分
- (ス) キャッシュバック等により、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- (セ) 連携事業者間の取引により生じる経費
- (ソ) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 募集申請書類の提出について

(1) 提出方法

申請される方は、提出書類を作成の上、(3)に定める提出期間内に郡山市産業雇用政策課へ郵送又は持参にて提出すること。

(注1) F A X及び電子メールによる提出は受付けない。また資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入すること。

(注2) 締切りを過ぎての提出は受付けない。郵便での提出は、5月30日(金)までの消印のあるものに限り受付ける。

(2) 提出書類

ア 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行う。審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料の提出を求めることがある。

イ 提出書類や追加提出資料は返却しない。

No	提出書類	備考
1	認定申請書（様式1）	市指定様式
2	事業計画書（様式2）	

3	事業費明細（様式3）	
4	収支予算書（様式4）	
5	誓約書（様式5）	
6	補助事業に要する経費の積算基礎を明らかにした書類（見積書又は経費の根拠が確認できるもの）	
7	履歴事項全部証明書	法人の場合 書類提出日時点で発行後3か月以内のもの
8	確定申告書	法人の場合 提出可能な直近2期分 ・法人税申告書 ・決算報告書 ・勘定科目内訳書 ・法人事業概況説明書
9	法人事業税納税証明書	法人の場合 証明書として提出可能な直近年度分
10	法人市民税納税証明書	法人の場合 証明書として提出可能な直近年度分
11	開業届の写し	個人事業主の場合 市内所在地等が確認できるもの※1
12	確定申告書	個人事業主の場合 提出可能な直近2期分 ・所得税及び復興特別所得税の確定申告書 ・収支内訳書又は青色申告決算書
13	個人事業税納税証明書 （所得税納税証明書）	個人事業主の場合 証明書として提出可能な直近年度分
14	住民税納税証明書 （住民税非課税証明書）	個人事業主の場合 証明書として提出可能な直近年度分

※1 開業届の写しは、税務署に受付されたことを確認できるものとする。なお、国税庁では、令和7年1月から書面で提出された届出等の控えに、収受日付等印の押なつを行わないこととしていることから、書面により開業届等を税務署へ提出した方の「税務署に受付けされたことを確認できるもの」の取扱いについて、例示する。なお、e-Taxで開業届等を税務署に提出した方については、税務署から送付された「受信通知」及び「申告書の控え」を使用すること。

（例）税務署への「保有個人情報の開示請求」により、取得した開業届等

※国税庁で当分の間書面により、希望者に配布される「リーフレット」については、「税務署に受付けされたことを確認できるもの」を満たさないため、注意すること。

(3) 提出期間

令和7年4月23日(水)～令和7年5月30日(金)

※提出方法は郵送又は持参のみ

(4) 提出先

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号(本庁舎1階)

郡山市農商工部産業雇用政策課(担当:山田)

(5) インターネットによる案内

本募集要領及び事業計画書様式等は下記ウェブサイトからダウンロードすることができる。

URL: <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/119/145790.html>

また、右のQRコードからもアクセスすることができる。



【QRコード】

5. 審査及び結果通知について

提出された計画書を基に審査を実施する。審査の結果は、6月下旬頃までに電子メールで通知するほか、郡山市公式ウェブサイト等により公表する。

6. 支援先決定及び補助金交付までのスケジュール(予定)

項目	スケジュール
募集期間(事業計画書提出)	令和7年4月23日(水) ～令和7年5月30日(金)
審査	令和7年6月中旬
補助事業採択	令和7年6月下旬以降
補助事業実施	令和7年7月1日(火) ～令和8年3月31日(火)
補助金交付申請	補助事業完了日 ～令和8年3月31日(火)
補助金交付決定	補助金申請の日 ～令和8年3月31日(火)

※上記スケジュールは変更する場合がある。

7. 本事業に関する問い合わせ先

郡山市農商工部産業雇用政策課（担当：山田）

電話 024-924-2251

E-mail : sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp